

いわき市環境基本計画一部改定業務委託 仕様書

1 委託業務名

いわき市環境基本計画一部改定業務委託

2 目的

市環境基本計画は、市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、現行計画は令和3年3月に策定した「市環境基本計画（第三次）」となる。

現行計画の計画期間が令和7年度で中間年度となること、また、国の「第六次環境基本計画」が策定されたことなど環境施策をめぐる状況の変化に対応するため、計画の一部改定を行う。

改定にあたっては、令和5年11月に策定した「市脱炭素社会実現プラン」を計画に反映させるほか、環境法令の改正及びその他国内外の環境関連施策の動向を広く集積し、整理・分析等を行って計画に反映させるため、当該改定に資する資料を作成するもの。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 委託業務の内容

- (1) 環境法令の改正等の動向の整理、近年の国内外の環境施策の動向の整理
 - (2) カーボンニュートラル達成のための施策の検討
 - (3) 市民・事業者アンケート集計結果に係る分析助言
 - (4) (1)～(3)を踏まえた課題抽出
 - (5) 計画改定に係る骨子原案の作成
 - (6) 業務報告書の作成
 - (7) その他、受託者が提案する事項に関すること
 - (8) (1)～(7)に係る委託者との打合せ等関連業務
- ※打合せは、(1)・(2)の整理後、(5)の作成時、(6)のとりまとめ時の3回を想定。

5 成果品

- (1) 報告書2部
- (2) 上記委託内容の成果品に係る電子媒体（DVD等）

6 打合せ協議

本業務の実施にあたっては、調査・分析結果、進捗状況及び今後の予定などについて、必要に応じて打合せ等により報告、説明をすること。

なお、重要な協議には管理技術者が同席またはウェブを活用して説明等ができるようにすること。

7 資料の貸与

市は、業務遂行上必要な資料で、市が所有するものについてはこれを貸与する。

8 留意事項

- (1) 本業務に係る印刷物その他の著作権及び業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータの著作権および所有権は、いわき市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、いわき市個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。